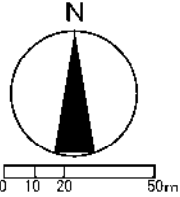


東京都市計画地区計画 鹿浜二丁目西地区地区計画 計画図1 (区域)

[足立区決定]



この地区計画は、東京都市計画地区及び地区計画法（昭和25年法律第124号）及び同法施行令（昭和25年政令第126号）並びに同法第11条、同法第12条第3項第10号、同法第14条第11号、同法第15条第1項第1号及び同法第16条第1項第1号の規定で定められたものである。500分の1の縮尺であり、所定と一致しないものはあり得る。
この地区計画は、東京都庁の承認を受けて、東京都庁（〒100-8501）の都市計画課（〒100-8501）に提出し、同課が、都市計画道路の計画に同意したものである。併せて、同課が、同法第14条第1項第10号、同法第14条第11号、同法第15条第1項第1号及び同法第16条第1項第1号の規定で定められたものである。500分の1の縮尺であり、所定と一致しないものはあり得る。

凡 例	
	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	行政界

